

# 熊野町

## 立地適正化計画

都市環境と自然環境が共存した熊野暮らし



令和6年3月

熊野町

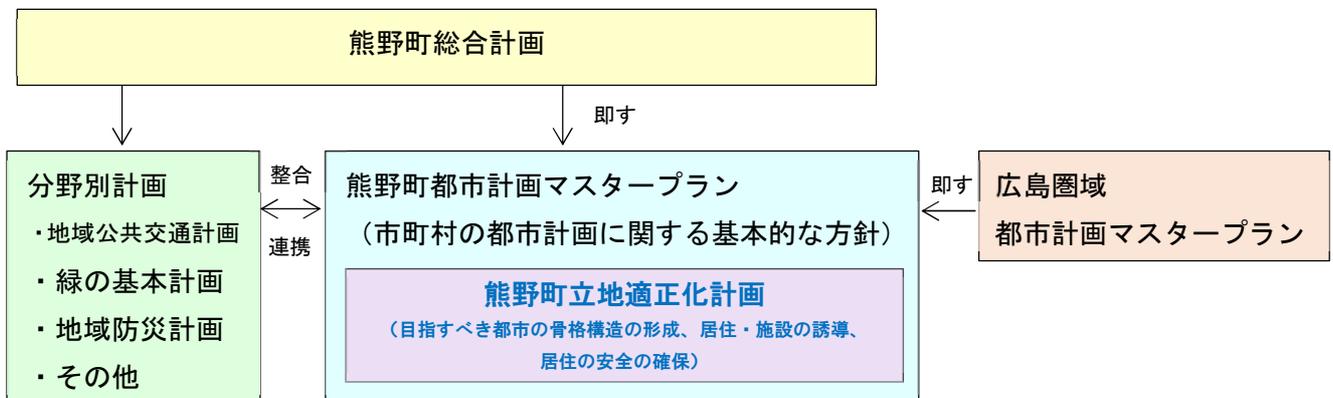
# 第1章 はじめに

## 1.1 計画策定の目的

- 熊野町は、緑豊かな山地に囲まれた盆地の中心部に市街地が形成され、その周囲に田園集落が広がっています。
- 広島熊野道路等の整備により広島市とアクセスの利便性が向上し、また東広島呉自動車道の全線開通で、周辺都市との行き来が活発化する中、この良好な自然や住環境を活かした魅力ある持続可能なまちづくりへの対応が求められています。
- 本計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、人口減少下においても持続的に発展できる熊野町のまちづくりに向けて、地域ごとに核となる拠点を配置し、それらを効果的・効率的に結びつける、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しようとするものです。

## 1.2 計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、都市全体を見渡しなが将来の都市像を描き、都市拠点への居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向け、策定するアクションプランです。
- 本計画は、上位計画である「熊野町総合計画」及び「広島圏域都市計画マスタープラン」に即し、「熊野町都市計画マスタープラン」の一部（高度化版）として、位置づけられます。



## 1.3 計画の対象区域

- 熊野町は全域が都市計画区域であるため、町全域を計画の対象区域とします。

## 1.4 計画の目標年次

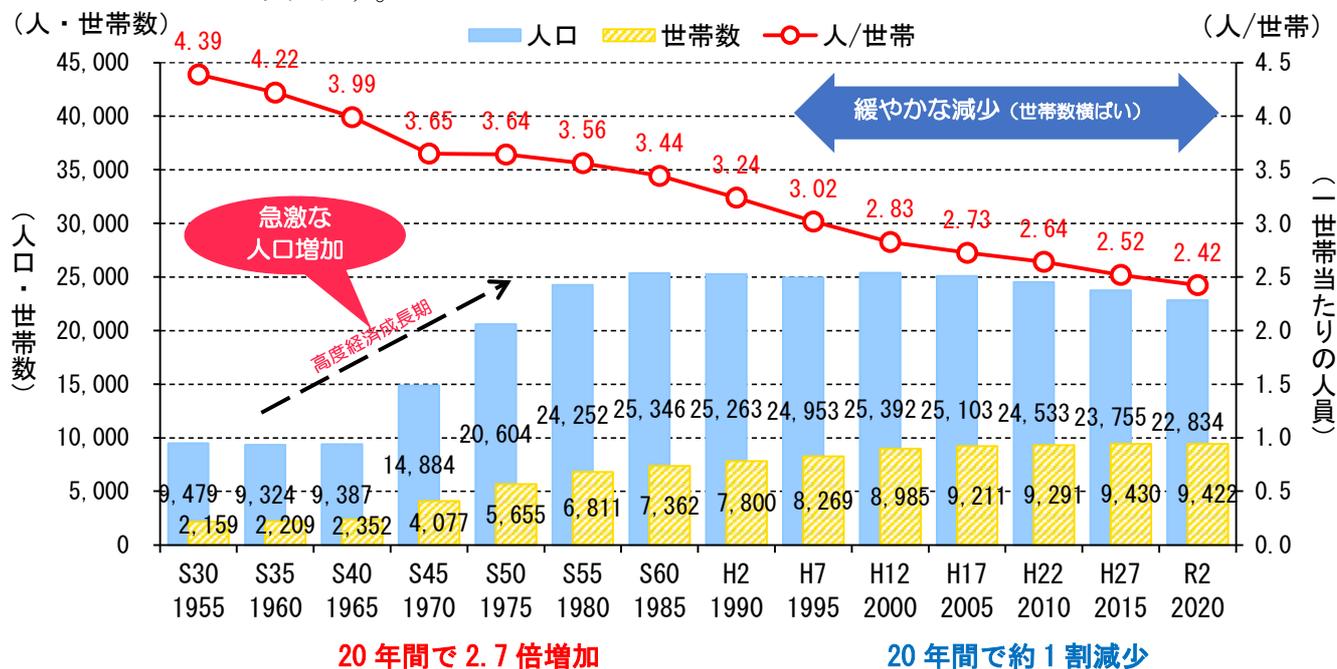
- 本計画は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、概ね20年後の令和27(2045)年の目標達成を目指します。ただし、上位計画等の改定や本計画の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

## 第2章 熊野町を取り巻く状況と解決すべき課題

### 2.1 熊野町を取り巻く状況

#### 人口推移

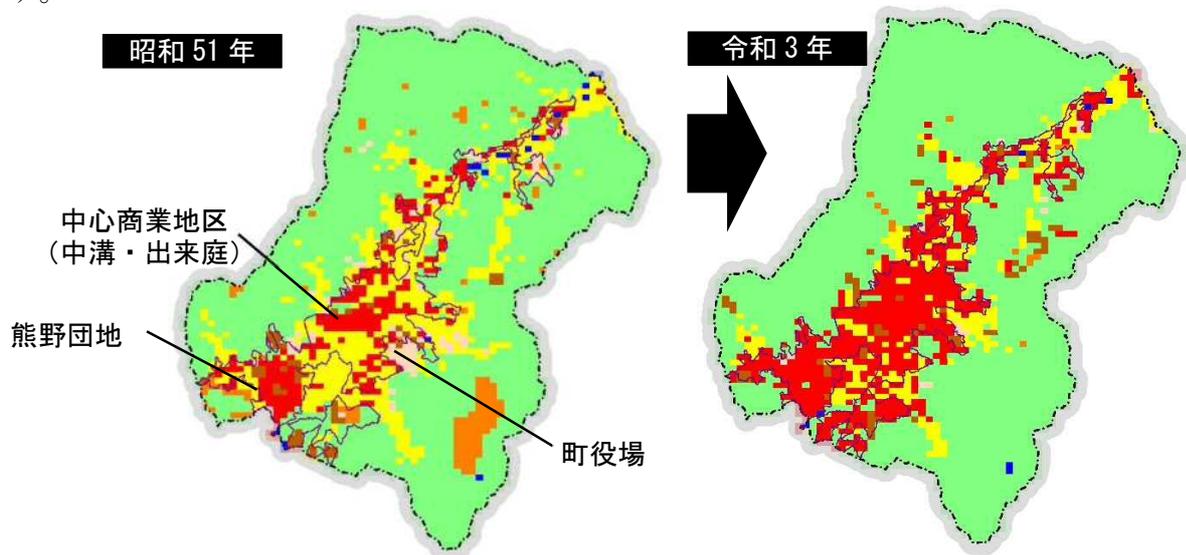
- 町人口は、**高度経済成長期**、熊野団地の整備を契機に**急激に増加**しました。
- 一方で、近年の町人口は伸び悩んでおり、**平成12(2000)年頃から減少傾向**にあります。



■これまでの人口・世帯数の推移 資料：総務省統計局 国勢調査、

#### 市街地の状況

- 熊野町でも、他の地方都市と同様に市街地の拡大に伴い、**低密度な市街地が形成**されてきました。
- 高度経済成長期以降の人口が伸び悩む中、町内の**建物用地面積**は、昭和51(1976)年から令和3(2021)年までの45年間で約**2.5倍に拡大**しています。
- 一方で、本町の現在の市街化区域の人口密度(令和2(2020)年)は38.5人/haであり、平成22(2010)年以降は市街地としての人口密度の基準である**40人/haを下回る状況**です。

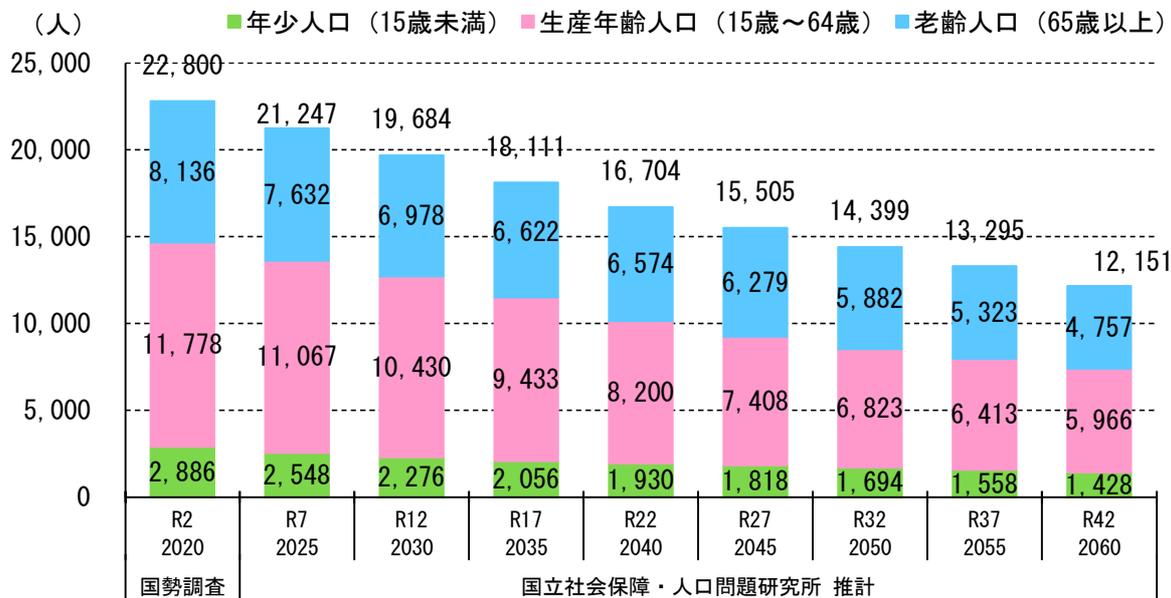


資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

#### ■土地利用の変遷

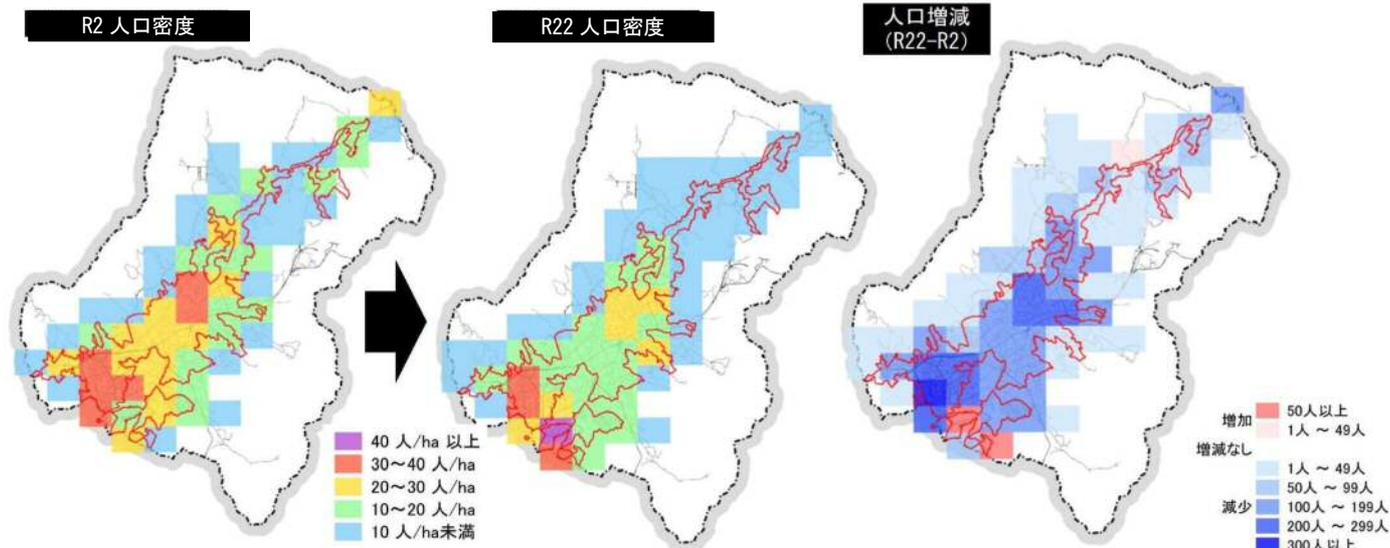
## 2.2 将来人口見通し

- 本町の令和2（2020）年の高齢化率は35.7%であり、少子高齢化が進んでいます。（※特に人口減少が進んだ平成12（2000）年以降は、老年人口が増加しました）
- 国の推計では、**本町の人口が今後もさらに減少し、町人口は令和12（2030）年に2万人を割り込むと推計**されています。（※今後は老年人口も減少していきます）  
→現在と比較すると、**20年後には約3割減少、40年後には約5割減少**



■将来人口の見通し（年齢階層別人口）

- このままの状況で推移した場合の予測では、人口密度が高い**西部地域から中部地域の市街地で人口が減少**し、市街地全体の人口密度がさらに低下していくと見込まれます。



資料：総務省統計局 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 将来人口（令和2年10月）

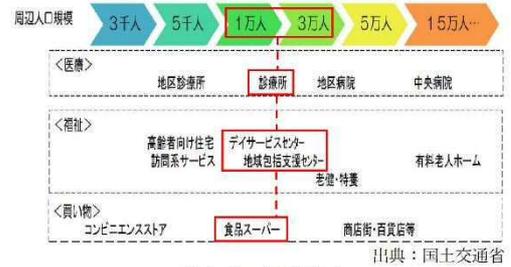
■人口密度の推移と人口増減

## 2.3 立地適正化計画により解決すべき課題

### 課題1 熊野町の良さを活かした定住・移住環境の向上（人口減少や地域経済縮小の克服）

- ・広島圏域の居住地としての高いポテンシャルを活かし、若者や子育て世代の移住・定住を促進するため、子育て支援や医療、教育、飲食等の充実など、都市の魅力や潜在力が発揮できる取組を強化し、**豊かな自然環境の中でのびのびと子育てできる良好な生活環境を拡充**。
- ・**高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境を構築**するため、高齢者の特性に応じた生活サービス機能の持続性やコミュニティの持続性など、将来への懸念事項の解消。

#### ■ 施設の立地に必要となる人口の目安



#### ■ 20年後の居住意向

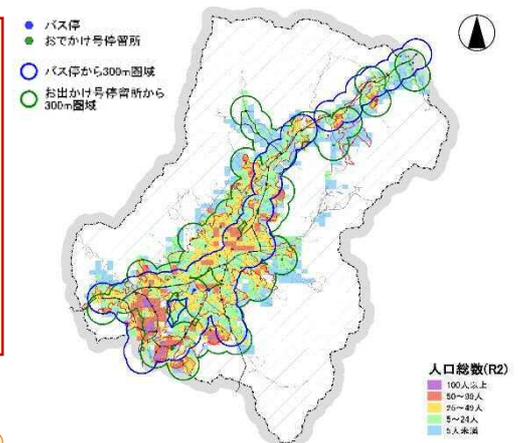
住みたい場所	回答数	比率	
現在の住家	737	66.3%	町内 78.2%
住替：町内の同じ地区	62	5.6%	
住替：町内の他地区	70	6.3%	町外 →33.4%
住替：県内の他市町	196	17.6%	
住替：県外の他市町	46	4.1%	

【年齢別集計】  
10代・20代 →51.1%  
50代 →33.4%

出典：熊野町の今後のまちづくりに関するアンケート調査

### 課題2 自家用車を利用しなくても、多くの方が暮らしやすいまちの実現

- ・**町内や周辺市町を結ぶ公共交通網の充実**（利便性の向上やバス停の充実、乗継環境の向上等）とともに、自家用車に頼らずに必要な生活サービスを利用できる快適な生活環境の実現。
- ・高齢化する住民のニーズも踏まえ、特に東部地域を中心に、移動の自由や社会参加の促進、地域の活性化等に繋がる**利用しやすい交通手段の確保**。



#### ■ バス停利用圏のカバー状況（路線バス・おでかけ号）

### 課題3 自然災害に対する暮らしの安全・安心の向上



大原ハイツの土石流  
資料：熊野町平成30年7月豪雨被災誌

- ・市街地の脆弱性を低減・解消し、自然災害に備えた安全・安心な生活環境の確保のための、**防災・減災対策とまちづくりの連携**。
- ・**自助・共助による避難支援の充実や災害リスクが高い地域への新規居住の抑制**など、災害発生前からの事前準備の推進。

### 課題4 「筆の都」の活力・魅力の向上

- ・熊野町の伝統産業である「筆」を活かし、筆に係る文化・歴史・経済などを中心市街地のまちづくり等に活かし、**安定的な税収の確保**を図るなど、**町の資源を最大限に活かした、持続可能な都市経営の実現**。

【将来都市像】  
筆にのせて 未来を描く まちづくり

【都市づくりの方針】  
都市環境と自然環境が共存した熊野暮らし  
～コンパクトでつながりのあるまちの実現～

### 立地の適正化に関する基本的な方針

#### 1. 交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導

##### ① 拠点性を高める都市機能の集積・強化

都市拠点  
■まちの「**心臓**」の機能強化 

- 都市拠点において交通拠点施設を中心とする複合施設等の整備を進め、拠点機能の強化を図ります。
- 都市拠点から生活連携軸に沿って、医療・商業・子育て支援等の都市機能を誘導します。

##### ② 町の魅力を高める新たな都市機能の創出

都市空間  
■まちを彩る「**ドレス**」をつくる 

- 町民ニーズへの対応、地域課題の解決に資する新たな都市機能の創出を図ります。
- 観光・交流機能の強化と住民生活の質の向上に繋がる都市機能の集積・強化を図ります。

#### 2. 安全で生活の利便性の高い区域への居住の誘導

##### ① 市街地住環境の向上による居住の誘導

居住地（市街地）  
■まちの「**身体**」の体質改善 

- 市街地の人口密度が維持できる範囲内に居住を誘導すべきエリアを設定します。
- 町外からの新たな世帯の居住の誘致や町内世帯の住み替えの誘導等を図ります。

##### ② 災害リスクの高い区域からの居住の誘導

防災・減災  
■まちを守る「**ヨロイ**」の強化 

- 災害の発生のおそれが高いハザードエリアから安全で生活利便性の高いエリアへ居住を誘導します。

##### ③ 市街地周辺の田園住宅地への新たな居住の誘導

居住地（市街地）  
■まちの「**身体**」の体質改善 

- 田園集落地では、営農環境の保護・育成に配慮して、空き家の活用等により農業を新たに営む者等の居住を誘導します。

#### 3. 地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築

- ① 地域交通のリ・デザイン（利便性と持続可能性の向上）
- ② 多様な交通環境の充実
- ③ 広域連携軸の強化

交通ネットワーク  
■体内を巡る「**動脈**」の強化 

- 新たな公共交通拠点の形成や路線バスの見直し、官民連携による移動手段の確保等により利便性が高く持続可能な地域交通を構築します。
- 歩行者や自転車の移動環境の形成、新技術を見据えた移動環境の検討を行い多様な交通環境の充実を図ります。
- 幹線道路ネットワークの整備を促進し、町内外の連携軸の強化を図り、地域交通ネットワークの強化・刷新・再構築を図ります。

ネットワーク型の都市の実現を図るために、本計画における都市づくりの方針を次のように設定します。

### 立地適正化計画におけるまちづくりターゲット

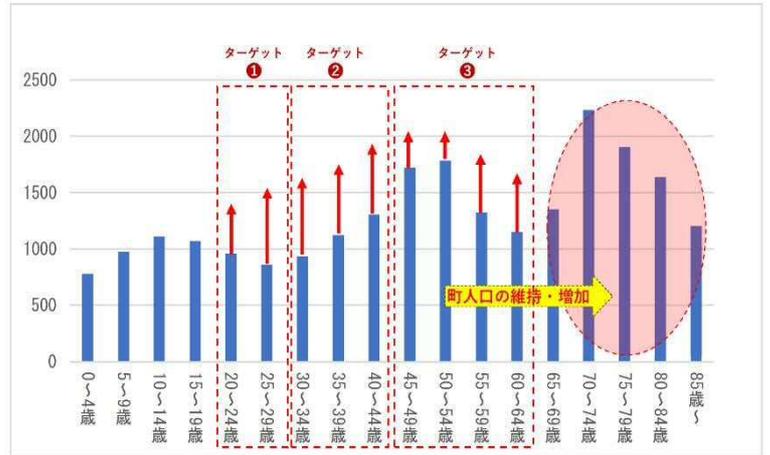
特に重要となるターゲットを次のように設定します。

#### ターゲット①（若者）、②（子育て世帯）

- 若者、子育て世帯が住み続けたいと思うまち
- ・熊野町で生まれ育った方が戻ってくる。
- ・熊野町の魅力を感じ住みたいと思える。

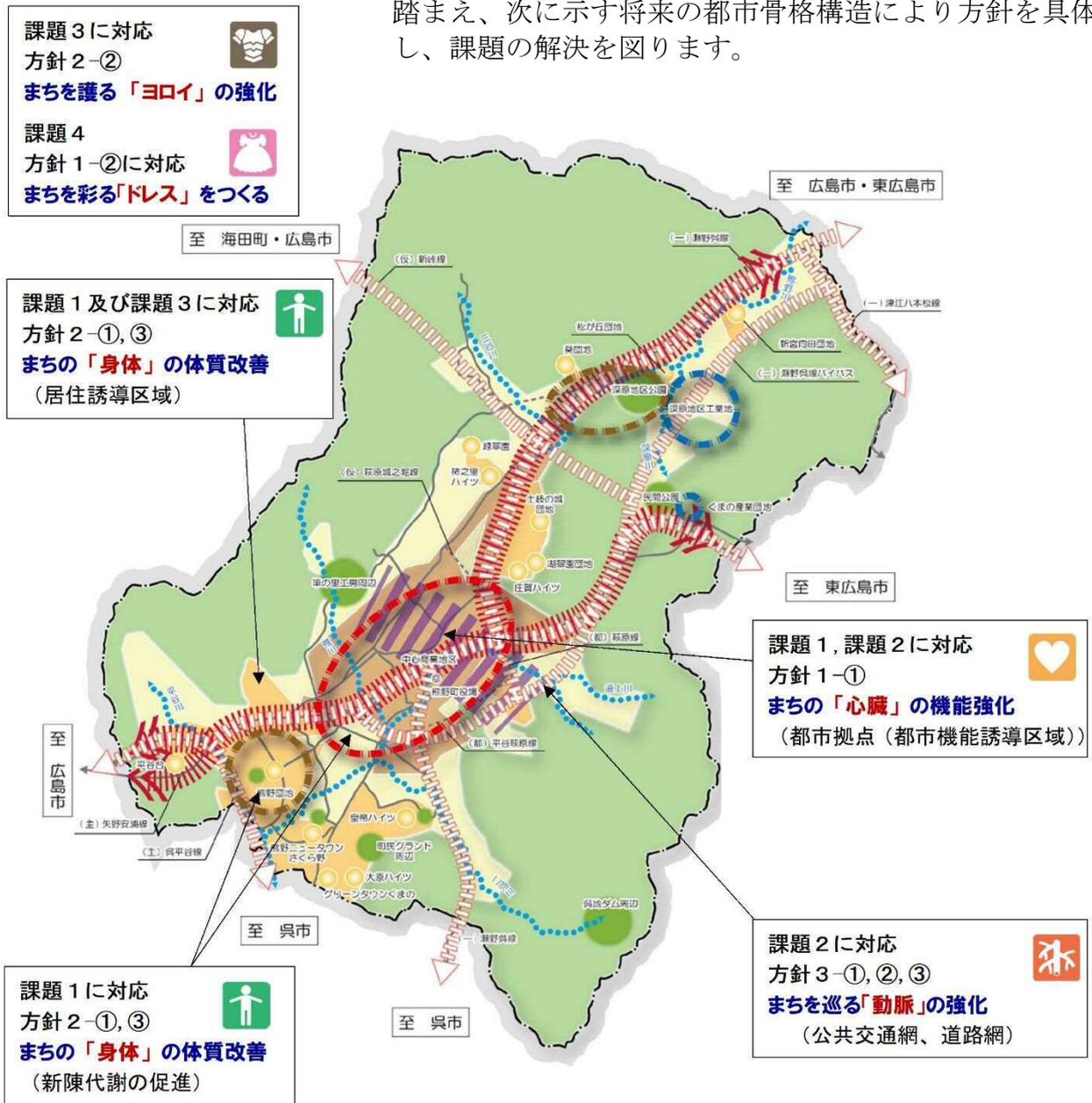
#### ターゲット③（中高年）

- 老後の楽しみを創出でき、高齢になっても住みたいと思えるまち
- ・年を重ねても健康で住み続けられる。
- ・自然豊かで文化・芸術に満ちた環境が整備されている。



### 目指す将来の都市の都市構造

第2章で整理した課題と立地適正化に関する基本的な方針を踏まえ、次に示す将来の都市骨格構造により方針を具体化し、課題の解決を図ります。



■ 都市計画マスタープランで示す将来都市構造と立地適正化の関連

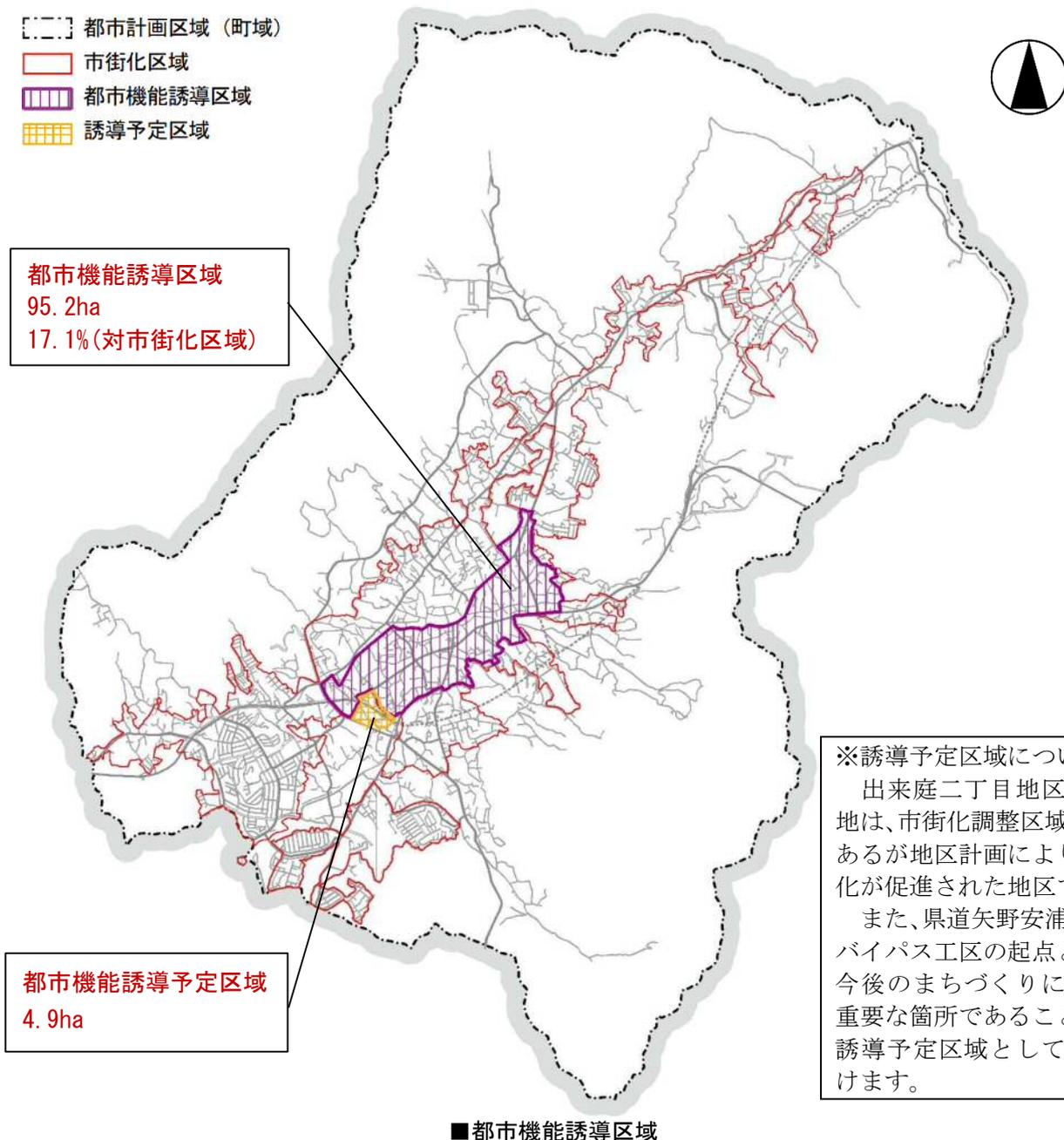


## 4.1 都市機能誘導区域

医療・福祉・子育て支援・商業等、町民の日常生活を支える各種サービスを効率的に提供するため、これらの施設（都市機能）を維持・集約する区域です。

➤ 熊野町における都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランで位置づけた「都市拠点」を基本として、次の方針に即して設定します。

- ① 地域生活の利便性の向上を図る**都市拠点**と県道等の熊野町の都市軸となる**生活連携軸**（200m）  
⇒区域界は現状の施設の敷地状況（敷地が沿道からどのぐらいの距離に立地しているか）を加味して200mの範囲を基本とし、原則として道路等、地形地物で設定
- ② 現状において利便性が高いエリアである**施設が集積**した区域
- ③ 広域的な拠点機能を持つ**人の流入が多い**区域
- ④ 安全・安心に都市機能のサービスが提供できる区域  
⇒居住誘導区域の設定における「安全・安心に暮らしつづけることができる区域」に後述



■都市機能誘導区域

## 4.2 誘導施設

誘導施設は都市機能誘導区域の都市機能の増進を図るために必要な施設のことです。

- 熊野町の都市拠点には町民のニーズや地域課題の解決に資する機能や既存の都市機能を担う施設を「誘導施設」とします。

### ■誘導施設の一覧

分類	誘導施設の候補	誘導施設の可否
商業機能	大規模小売店舗	○
	その他店舗等	●
医療施設	特定機能病院	—
	地域医療支援病院	
	病院（一般病院）	●
	診療所	
調剤薬局	●	
金融機能	銀行、信用金庫、組合	○
	郵便局等	○
福祉機能	通所・居宅介護事業所	—
	地域包括支援センター	○
	老人福祉センター	—
子育て機能	幼稚園	—
	保育所	—
	認定こども園	—
	児童館	●
教育文化機能	小学校、中学校	—
	高等学校	—
	大学、専修学校等	—
	図書館	○
	博物館	—（筆の里工房 市街化調整区域）
交通機能	交通拠点施設（営業所、車庫等）	●
	乗り継ぎ駐車場	●
行政機能	役場・防災交流センター・ふれあい館	○
	福祉事務所	○
	観光等関連施設	●
健康増進機能	健康増進施設	●
	体育館	—

※上記の施設は複合施設として誘導することで町民の利便性が向上することから積極的に誘導を図ります。

太字は都市構造再編集中支援事業の対象施設（交付要綱に合致したものに限り）

赤字は地域公共交通再構築事業及び都市・地域交通戦略推進事業

○：誘導施設（既存施設の維持）

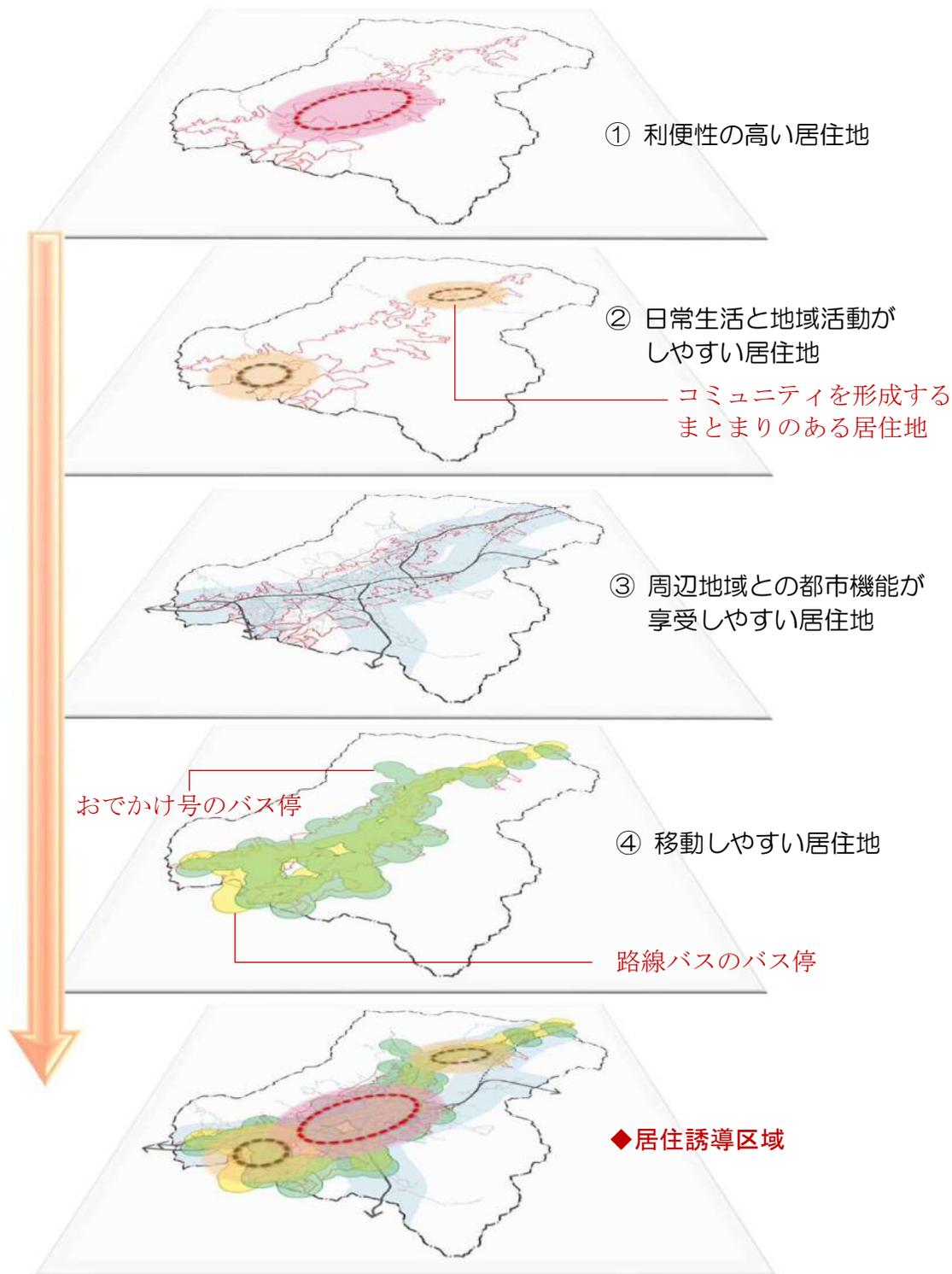
●：誘導施設（新たに誘導）

—：見送り



➤ 熊野町では次の方針に即して居住誘導区域を設定します。

- ① 地域生活の利便性の向上を図る「都市拠点」の周辺 【利便性の高い居住地】
- ② 地域コミュニティの核となる「地域活動拠点」の周辺 【日常生活と地域活動がしやすい居住地】  
【豊かな自然環境、営農環境を活かしてコミュニティを形成するまとまりのある居住地】
- ③ 主要都市へのアクセス性が高い広域連携軸の周辺 【周辺地域との都市機能が享受しやすい居住地】
- ④ これまでに培われてきた町内の移動軸（バス停の徒歩圏）の周辺 【移動しやすい居住地】
- ⑤ 安全・安心に暮らしつづけることができる区域 【災害リスクの低い居住地】

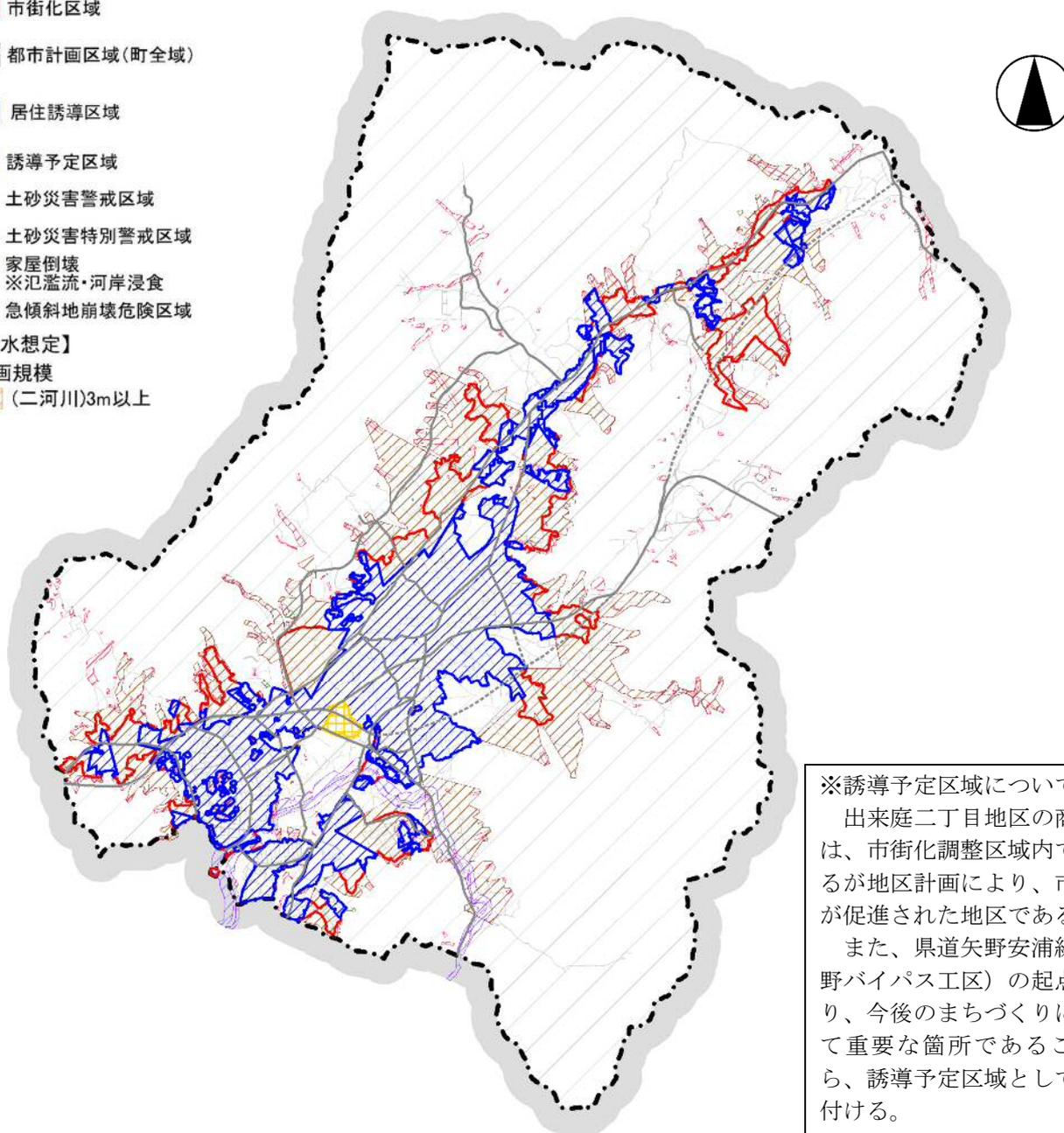


■ 居住誘導区域の設定イメージ

ることにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を図る区域です。

➤ 居住誘導区域設定の考え方及び設定方針に基づいて設定した居住誘導区域を示します。

- 市街化区域
- 都市計画区域(町全域)
- 居住誘導区域
- 誘導予定区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 家屋倒壊  
※氾濫流・河岸浸食
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 【浸水想定】
- 計画規模
- (二河川)3m以上



※誘導予定区域について  
出来庭二丁目地区の商業地は、市街化調整区域内ではあるが地区計画により、市街化が促進された地区である。  
また、県道矢野安浦線（熊野バイパス工区）の起点となり、今後のまちづくりにおいて重要な箇所であることから、誘導予定区域として位置付ける。

■居住誘導区域

参考 居住誘導区域人口及び人口密度（令和2（2020）年度）

地域	全数	市街化区域		居住誘導区域					
		面積 (ha)	人口	人/ha	浸水想定：計画規模3m以上を除外				人/ha
	人口			人口密度	面積 (ha)	%	人口	%	人口密度
西部地域	7,381	126.5	6,797	53.8	106.1	83.9%	5,577	82.0%	52.6
中央地域	13,507	333.1	11,730	35.2	228.4	68.6%	7,892	67.3%	34.6
東部地域	1,945	67.7	1,420	21.0	33.1	48.9%	1,016	71.6%	30.7
総計	22,834	555.6	19,947	35.9	367.5	66.1%	14,485	72.6%	39.4

※面積は GIS 上の集計

※人口は令和2（2020）年度国勢調査 居住誘導区域内の人口は 100m メッシュ人口から整理、メッシュデータから集計しているため市街化区域内の面積、人口、人口密度は公表値とは異なる

## 第6章 誘導施策の検討

➤ 誘導施策は、立地の適正化に関する基本的な方針に基づき、次の通り実施します。

### 【基本方針1】交通拠点施設と誘導施設の

#### ①拠点性を高める都市機能の集積・強化



- ・都市拠点の既存施設の立地を活かし、交通拠点や商業施設、観光案内、クリニックモールや子育て支援施設等の地域内外の人がワンストップサービスを受けられる複合施設の整備を推進します。
- ・空き家や空き店舗等のリノベーションや低未利用地・公的不動産の有効活用を図り、中心市街地の活性化を図ります。
- ・都市拠点と筆の軸において食や風景・体験等のコンテンツを連携させ、回遊性の向上を図ります。
- ・用途地域の見直しや都市計画提案制度の活用など必要な都市計画の見直し等を行い、医療・商業・子育て支援等の都市機能の誘導を図ります。
- ・熊野の歴史や文化を体験し、熊野を故郷として感じてもらえるように地域祭りやイベントの支援、エリアマネジメントの支援、ふるさと教育を行います。

### 【基本方針2】安全で生活の利便

#### ①市街地住環境の向上による居住誘導



- ・適切な土地利用の推進や居住のための都市基盤の整備等により、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・居住を誘導するために、日常生活に必要な機能の誘導を行います。
- ・子育て世帯や高齢者向けの住宅等の多様な世代のニーズに応じた居住環境の提供を促進します。
- ・空家や低未利用地等の既存ストックを有効活用します。
- ・UIJターナー者等への定住に関する情報提供・相談、支援制度の拡充を検討します。

#### ②災害リスクの高い区域

- ・災害リスクの低いエリアに居住をエリアは居住誘導区域から除きま
- ・災害リスクの高いエリアについて域への編入を進めます。
- ・災害リスクの高いエリアから居住て検討します。

### 【基本方針3】地域交通ネットワ

#### ①地域交通のリ・デザイン(利便性と持続可能性の向上)



- ・都市機能誘導施設等との近接化・一体化した新たな交通結節点を整備します。
- ・路線バスの再編、鉄道や路線バスの乗継の改善により、町内や周辺自治体とのネットワークを強化します。
- ・おでかけ号の見直しや、医療・福祉や商業事業者、地域住民との協働により、町内での移動ニーズに対応した移動手段の確保を推進します。
- ・若者や子育て世代、高齢者などの利用者に応じた公共交通の利用促進を図ります。

#### ②多様な交通

- ・P&R・C&R・K&R環境の向上（複）を図ります。
- ・狭隘な道路網に対応した小回りのを推進します。
- ・自動運転やMaaS等の先進技術を活用を促進します。
- ・地域交通共創事業の取組を継続し

## 整備等による都市機能の集積・誘導



### ②町の魅力を高める新たな都市機能の創出



- ・都市機能誘導区域において、地域住民の意向を加味し、誘導施設の維持・誘導に関わる補助等のインセンティブを検討します。
- ・誰もが居心地良くあるきたくなるまちとするために、街路や公園・広場、民間の空地等官民のパブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換します。
- ・都市拠点の周辺にパークアンドライドを設けまちなかに侵入する車両の通行規制を検討します。
- ・町全体の賑わいを創出するため、観光や地域の情報発信や各種イベントを開催するとともに管理運営のための体制づくりを官民共創で進めます。

## 生活の質の高い区域への居住の誘導



### 市街地の居住の誘導



誘導します（災害リスクの高い区域）。  
市街化区域から市街化調整区域へ誘導区域内の転居支援等について

### ③市街地周辺の田園住宅地への新たな居住の誘導



- ・空き家等を活用し、自然に囲まれたゆとりある居住環境を提供します。
- ・熊野ならではの暮らしが持続的にできるように周辺の山林の維持、農地の保全を進めます。
- ・東部地域では、豊かな自然環境、営農環境を活かしたコミュニティを形成するまとまりのある居住地とします。

## 交通の強化・刷新・再構築



### 交通環境の充実



公共交通モードのシームレス化)  
利便性向上の移動手段の利用環境の整備  
利用した交通サービスの向上を  
進めます。

### ③ 広域連携軸の強化



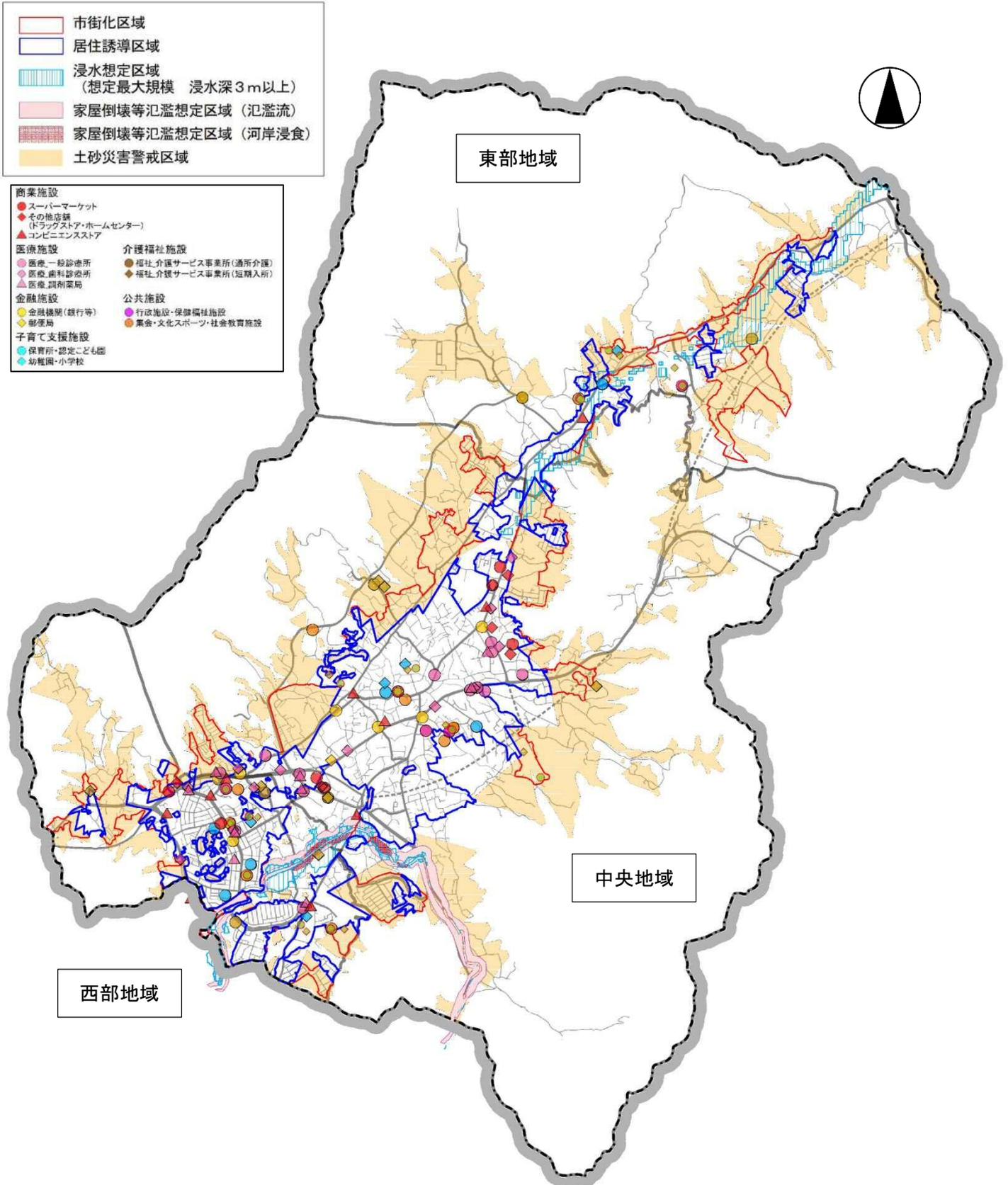
- ・(主) 矢野安浦線、(一) 瀬野呉線の機能強化や(主) 矢野安浦線バイパス及び(一) 瀬野呉線バイパス、(主) 呉平谷線の整備を促進します。
- ・(都) 萩原線の整備、町道深原公園線などの改良を進めます。
- ・町内移動のしやすさや公共交通の定時運行を確保するため、広域連携軸への接続に関わる町道出来中溝線、町道中溝萩原線、町道城上垣内線などの改良を進めます。

# 第7章 防災指針



防災指針とは頻発・激甚化する自然災害（特に洪水、雨水出水、津波、高潮、土砂災害）に対応するため、立図するための方針です。

## 7.1 防災上の課題



#### 【東部地域】

- ・東部地域には概ね全域に災害リスクがあります。
- ・熊野川沿いに市街地が形成され、人口が集積していますが、一体が想定最大規模における洪水浸水想定区域の3m以上となる区域も多く存在しています。
- ・土砂災害警戒区域についても多くあり、市街地に及んでいます。
- ・東部地域には想定避難者を収容できる避難施設が整備されています。

#### 【中央地域】

- ・中央地域には市街化区域の縁辺部を中心に災害リスクがあります。
- ・想定最大規模における洪水浸水想定区域は3m以上となる区域が中央地域の北部の一部と呉地地区の一部に存在します。
- ・土砂災害警戒区域については市街化区域縁辺部に市街地を囲むような形で多く存在しています。
- ・中央地域には多くの都市機能が集積しており、これらのハザード区域以外に多く立地しています。また、熊野中央防災交流センター等の避難施設があり、想定避難者を収容できる避難施設が整備されています。

#### 【西部地域】

- ・西部地域には市街化区域の縁辺部を中心に災害リスクがあります。
- ・想定最大規模における洪水浸水想定区域は3m以上となる区域や家屋倒壊等氾濫想定区域は川角地域の北部の一部に存在します。
- ・土砂災害警戒区域については平谷地区や川角地区の南部にあり一定の面積を占めています。また熊野団地内には土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊に関する区域が指定されています。
- ・西部地域には都市機能が集積しており、これらのハザード区域以外に多く立地しています。また、熊野西防災交流センター等の避難施設があり、想定避難者を収容できる避難施設が整備されています。

#### 【図示していないハザードについて】

- ・地震については町全域に及んでいます。
  - ・内水・河川氾濫（既往災害）は一部を除き浸水想定区域（想定最大規模）と概ね重複しています。
  - ・大規模盛土造成地については擁壁の崩壊、腹付盛土崩壊（地すべり）を示す状況は現時点で確認できていないことや第二次スクリーニング計画を作成し、現地での地盤調査等を行った結果、経過観察と判断しています。
  - ・ため池浸水想定区域は広いエリアに分布しているものの、浸水が2階まで到達するような浸水深さ2.0m以上のエリアはごくわずかです。
  - ・浸水想定区域のうち計画規模の浸水深3m以上は居住誘導区域から除外しています。
- ※これらのハザードについてハザードマップ等において町民の周知を図るとともに、熊野町地域防災計画や熊野町国土強靱化地域計画等において対策を推進することとします。

## 7.2 防災まちづくり取組方針

- ▶ 立地適正化計画における防災指針としての取組方針を示します。
- ▶ 防災まちづくりの将来像を実現していくためには、各地区における防災上の課題を踏まえ、災害リスクの回避や低減を図るための取組を組み合わせ展開していくことが重要です。
- ▶ そのため、次の3つの取組を総合的に推進することにより災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりを目指します。

### ハザード低減

⇒災害をできるだけ防ぐ、減らすための取組

### リスク回避

⇒被害対象を減少させるための取組

### リスク低減

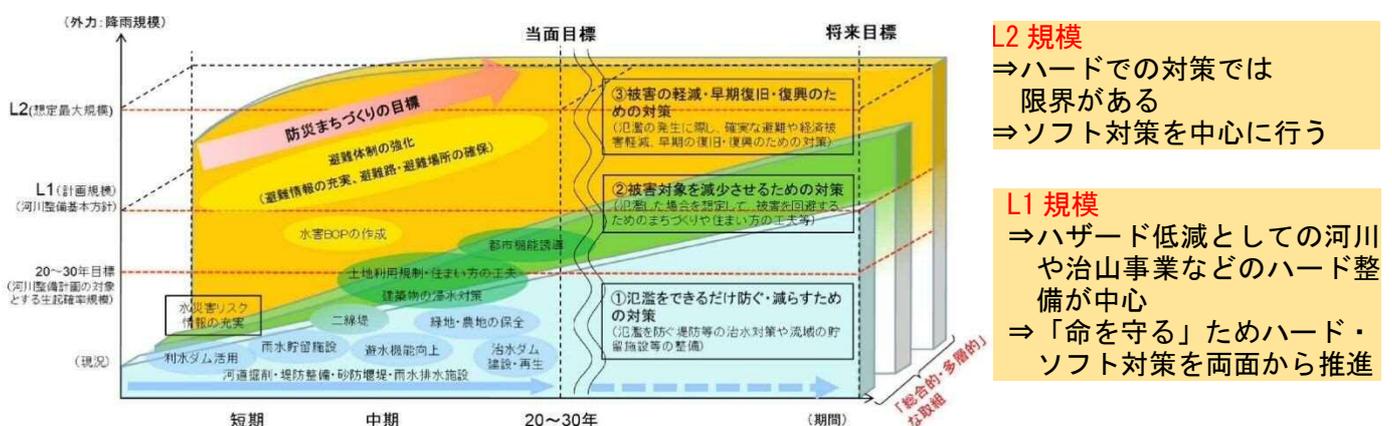
⇒被害の低減・早期復旧・復興のための取組

土砂災害や洪水等の災害の危険性が高い地域の安全対策を促進【ハザード低減】するとともに、災害危険区域内への新規開発を抑制します【リスク回避】。また、災害が発生したとしても被害の低減・早期復旧・復興のための取組【リスク低減】を進めます。加えて、「自助」・「共助」を中心にソフト対策を推進し、長期的観点から、災害リスクの低い地域への居住・都市機能を誘導します【リスク回避】。

なお、町内全域において「第6次熊野町総合計画」、「熊野町国土強靱化地域計画」、「熊野町地域防災計画」に基づき、引き続き防災・減災まちづくりに取り組みます。

計画規模（L1規模）：ハザード低減としての河川や砂防・治山事業などのハード整備とリスク低減としての適切な避難行動による「命を守る」ための対策を両面から推進する。

想定最大規模（L2規模）：ハードでの対策では限界があることから、適切な避難行動による「命を守る」ための対策を中心に行うことで、町民や事業者等がそれぞれ責務と役割を果たし、協働して「災害による死亡者を出さない」ように「防災・減災」に努める。



### ■防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ

（国交省 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインに加筆）

### 7.3 具体的な取組

- 取組方針に基づき、ハザード低減、リスク回避、リスク低減の具体的な取組を設定します。  
 なお、事業の進捗にあわせて適宜更新します。

方針	取組	
ハザード低減	町内普通河川改修事業	河川改修（熊野川・二河川）
	急傾斜地崩壊対策事業	砂防事業
	治山事業	農業用水利施設の整備
	山地の保水機能の向上	防災重点ため池への対応
	広域幹線道路の冠水対策	
リスク回避	災害に強い都市構造の形成	・多発する激甚災害による暮らしへの影響を考慮し、災害リスクの低い地域への居住を誘導
		・市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を対象に市街化調整区域に編入する取組を推進
リスク低減（ハード）	県道矢野安浦線・瀬野呉線の整備促進	主要町道の整備
	避難路整備事業	生活道路の狭隘箇所解消
	老朽管路更新事業	下水道改築更新事業
	防災拠点の機能強化	小中学校維持管理・大規模改造事業
	建築物土砂災害対策改修促進事業	木造住宅耐震診断
	ブロック塀等安全確保事業	
	民間の空き家・空き地の有効活用やパブリックスペースの確保	
	民間施設における雨水流出抑制の促進	建物の構造上の工夫や盛土等への支援策検討
リスク低減（ソフト）	防災訓練の実施	自主防災組織の育成強化
	地区防災計画の策定	ハザードマップの作成・周知
	マイ・タイムラインの作成及び活用の促進	多様な情報伝達手段の活用
	事業者への災害情報の提供	防災・減災まちづくり会議
	地域防災コーディネーターの育成	災害の記憶の伝承
	避難行動要支援者の避難の実効性の確保	災害応急救助物資の備蓄
	他自治体との災害時応援協定等の締結	
	民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定	
	中高層民間建物所有者等との避難場所に係る協定締結	
	災害時応援協定の締結	町内企業のDX導入促進
	防災・減災プラットフォームの活用	3Dによる浸水リスクの視覚化
	消防団の安全装備品の整備	消防力の維持・向上
	消防団協力事業所の認定	

## 第8章 届出・勧告制度



- 本計画の公表に伴い、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、誘導区域内外における誘導施設の整備や一定規模以上の開発行為等を行う場合は、届出が必要となります。

### 住宅に関する届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、**居住誘導区域外の市街化区域で次の行為を行う場合**には、行為に着手する日の**30日前までに届出**が必要となります。

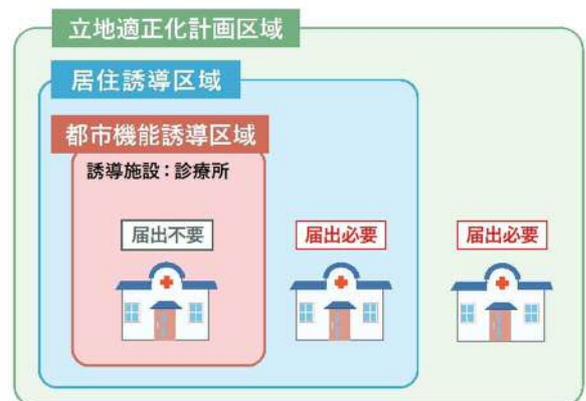
開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの (例)	届出必要 ①の例示 3戸の開発行為  届 ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届	届出不要 800㎡ 2戸の開発行為  不要
	① 3戸以上の住宅を新築する場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 (例)	届出必要 ①の例示 3戸の建築行為  届	届出不要 1戸の建築行為  不要

### 誘導施設に関する届出

都市機能誘導施設の立地動向を把握するため、**都市機能誘導区域内外**の市街化区域において、**誘導施設を対象に次の行為を行う場合**には、行為に着手する日の**30日前までに届出**が必要となります。

#### ■届出の対象となる行為（都市機能誘導に係るもの）

開発行為	町が定めた誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築する場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合
誘導施策の休廃止	都市機能誘導区域内で、対象となる施設（誘導施設）を休止または廃止する場合



**【勧告制度】** 届出制度に関する届出があった場合に、居住誘導区域内や都市機能誘導区域内において誘導住宅や施設の立地の誘導を図るうえで支障があると認めるときは、立地を適正なものとするために必要な勧告や土地の取得についてのあっせん等を行うことがあります。

## 第9章 目標指標・進行管理

### 9.1 目標指標・効果目標

- 誘導施策の進捗状況やその妥当性等を精査・検討するために目標指標を定めます。あわせて、目標指標を達成した際に期待される効果を評価する指標として、効果指標を定めます。

都市機能の集積・誘導に関する指標	基準値(令和2(2020)年)	目標値(令和27(2045)年)
新たな複合施設数	0施設	1施設

居住誘導区域に関する指標	基準値(令和2(2020)年)	目標値(令和27(2045)年)
町全体に占める居住誘導区域内の住宅用途の建築確認申請の件数の割合	72.5%	85.0%

公共交通に関する指標	基準値(令和3(2021)年)	目標値(令和12(2030)年)
通勤・通学のバス利用者割合 <sup>※1</sup>	5.6%	8.7%
買物・通院目的の公共交通利用者の割合 <sup>※2</sup>	1.5%	2.3%

※1 15歳～65歳未満の居住人口に占める利用者数の割合

※2 15歳以上の居住人口に占める利用者数の割合

### 9.2 計画の推進に向けて

- 計画の進行管理のために以下に示す内容に関して実施していきます。

#### ①多様な主体の協働によるまちづくりの推進

熊野町立地適正化計画で掲げたまちづくりの方針や、各種まちづくりの方針の実現を図るために、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割分担をしながら、協働によるまちづくりに取り組めます。

#### ②計画のモニタリングや見直しを行う組織の立ち上げ

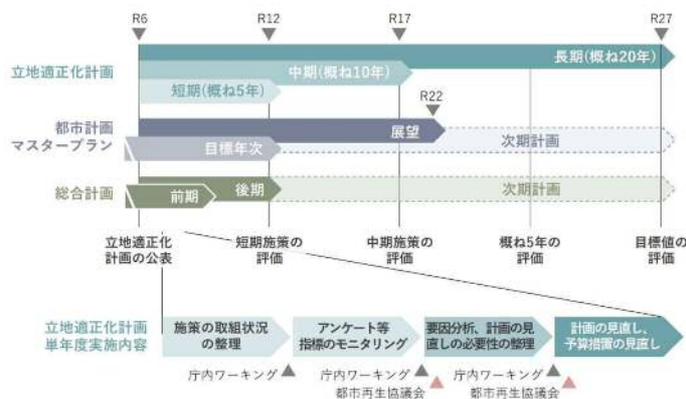
本計画の進捗状況等について評価・検証やそれに基づく計画の見直しを行うため、(仮称)熊野町都市再生協議会を立ち上げるとともに定期的に庁内ワーキングを開催します。

#### ③民間活力の導入

本計画に位置づけた施策を推進・促進するためには民間事業者の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用し、行政サービスの向上、財政資金の効率的活用を図ることも必要不可欠であるため、民間事業者と対話を行いながら事業を推進します。

#### ④計画の進捗・スケジュール管理

今後の社会情勢の変化や人口動向、施策や事業の進捗状況、目標値の状況等を踏まえながら、PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理・点検を行い、必要に応じ計画の見直し・改定等を行います。



#### ■ 計画の進捗・スケジュール管理イメージ

## 熊野町立地適正化計画【概要版】

令和6（2024）年 3月

作成 熊野町 建設農林部 都市整備課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

Tel : 082-820-5608 Fax : 082-854-8009

Mail : toshiseibi@town.kumano.lg.jp